

## 令和8年度障害支援区分認定調査員等研修実施業務仕様書

この仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が実施する令和8年度障害支援区分認定調査員等研修実施に係る業務の内容を定めたものであり、受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき業務を実施するものとする。

### 第1 業務名等

- 1 業務名 令和8年度障害支援区分認定調査員等研修実施業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務期間 契約締結日から令和9年3月12日まで
- 3 業務の目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。

### 第2 業務の実施方法

- 1 甲と乙は、本業務を円滑に行うため、第3に掲げる研修の開催時期等について随時協議を行うものとする。
- 2 研修の実施にあたっては、乙は研修内容の検討を行うための検討会（以下「検討会」という。）を設置するものとし、研修の実施については、甲が検討会に参加した上で決定するものとする。
- 3 第2の2の検討会の構成員は、国指導者研修（厚生労働省その他の国立機関が主催する研修で、第3に掲げる研修に関するものをいう。以下同じ。）修了者、市町村地域生活支援センターに所属する相談支援専門員及び乙が必要と認める者とする。
- 4 契約に定める実施手続等及び経費負担は、次のとおりとする。
  - (1) 乙は、本業務の実施にあたり、契約締結後40日以内に様式第1号により実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
  - (2) 乙は、本業務の全部又は一部を変更しようとするときは、様式第2号により変更実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。
  - (3) 乙は、第3に定める研修の終了後、様式第3号により本業務の遂行状況の報告を行うものとする。
  - (4) 乙は、本業務が完了したとき（本業務を中止したときを含む。）は、30日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに様式第4号により実績報告を行うものとする。実績報告に添付する資料は、第2の4（3）の遂行状況の報告の際、提出した資料以外のものとする。
  - (5) 受講者の募集及び決定等の手続は、次のとおりとする。
    - ア 乙は、研修実施にあたりあらかじめ募集要項を定めるものとする。なお、当該募集要項は配布する前に甲の承諾を得るものとする。
    - イ 乙は、原則として研修開始予定日の1か月前から各種広報媒体を利用して受講者の募集を行うものとする。
    - ウ 乙は、イによる研修の応募者が定員を超過した場合には、必要に応じて甲と協議し、受講者を決定するものとする。
    - エ 乙は、受講者の決定をしたときは、募集要項で定めるところにより、必要な事項を各応募者に通知するものとする。
    - オ 乙は、受講者の出席状況について研修出席簿等を作成することで確実に把握する。
    - カ 乙は、研修を実施するにあたっては、今後の企画作成の参考とするため、受講者に対しアンケートを実施し、アンケート結果を整理した上で甲に報告するものとする。
    - キ 乙は、実施した研修ごとに、研修修了者名簿の電子ファイルを作成し甲に提出する。
    - ク 甲は、国資格研修（研修修了が報酬の算定要件となっている研修をいう。以下同じ。）について、修了証明書を作成し、乙に引き渡すこととし、乙は当該修了証明書を研修修了者に交付する。
    - ケ 乙は、実施した研修ごとに事後的な評価を行うため、関係者を集めた振り返りを行うものとする。

(6) 研修実施に係る経費負担の取扱いは、次のとおりとする。

ア 乙は、研修の実施にあたって、受講者から実費相当額を徴収できるものとし、実施計画提出の際、実費相当額の上限額を報告する。なお、実費相当額の範囲は、研修資料作成に要する経費及び実習中の事故に係る賠償責任を補償するための保険料とする。

イ 修了証明書の印刷に要する経費は、甲の負担とする。

### 第3 業務内容

第2の1に掲げる研修は次のとおりとする。

#### 1 障害支援区分認定調査員等研修

##### (1) 概要

この研修は、養成研修及び現任研修に区分して実施する。

##### ア 養成研修

障害支援区分認定に係る調査に従事しようとする者を対象として、市町村が障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つである障害支援区分について、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に認定調査等の事務が行われることを目的に研修を実施する。

##### イ 現任研修

養成研修修了者で現に障害支援区分認定調査業務に従事している者を対象として、障害支援区分に係る判断基準の平準化と判定技術の向上を図ることを目的に研修を実施する。

##### (2) 実施方法等

アの規程に基づき、イの時間数及び内容等に沿って研修を実施する。

##### ア 研修実施根拠規程

地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

##### イ 時間数及び内容等

最低限実施すべきカリキュラムは以下の通りとする。

##### (ア) 養成研修

方法	時間数	内 容	備 考
講義 ・演習	6.0 時間	・障害支援区分に関する基本的な考え方 ・認定調査の実施方法 ・その他関連事項	【実施箇所】1箇所 【受講定員】80人 【その他】国資格研修

##### (イ) 現任研修

方法	時間数	内 容	備 考
講義	1.5 時間	・障害支援区分の認定調査に関する最新情報	【実施箇所】1箇所 【受講定員】40人
演習	3.0 時間	・事例検討	
合計	4.5 時間		

### 第4 その他

1 第3業務内容に掲げる研修の実施のために必要な会場の借り上げ、講師の招へいその他の経費は、乙の負担とする。

2 乙は、研修の実施にあたっては、バリアフリー環境の整備された会場で開催するなど基礎的環境整備に努めるとともに、各受講生の要望に応じ、最大限の合理的配慮を提供すること。

3 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。